

誓約書

次のいずれにも該当していないことを誓約します。

- 一 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 二 学校教育法第九条各号のいずれかに該当する者
 - 1 禁錮以上の刑に処せられた者
 - 2 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
 - 3 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者
 - 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 三 私立学校法の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 四 学校法人が私立学校法第百三十五条第一項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた場合において、その解散の日前三十日以内に当該学校法人の役員であつた者でその解散の日から二年を経過しないもの
- 五 私立学校法第三十三条第三項若しくは第四十八条第二項の訴えに基づく確定判決によつて学校法人の役員を解任され、又は第百三十三条第十項の規定による勧告を受けて学校法人の役員を解任され、解任の日から二年を経過しない者

年 月 日

○ ○ ○ ○

(注)

1. 会計監査人への就任にあたっての誓約書は、次のとおりとすること。

次のいずれにも該当していないことを誓約します。

- 一 公認会計士法の規定により、第百三条第二項に規定する計算書類について監査をすることができない者
- 二 学校法人の子法人若しくは子法人役員から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者
- 三 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの

<関係法令>

■私立学校法

(理事の資格及び構成)

第三十一条 次に掲げる者は、理事となることができない。

- 一 法人
 - 二 心身の故障のため職務の適正な執行ができない者として文部科学省令で定めるもの
 - 三 学校教育法第九条各号のいずれかに該当する者
 - 四 この法律の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - 五 学校法人が第百三十五条第一項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた場合において、その解散の日前三十日以内に当該学校法人の役員であつた者でその解散の日から二年を経過しないもの
- 2 第三十三条第三項若しくは第四十八条第二項の訴えに基づく確定判決によつて学校法人の役員を解任され、又は第百三十三条第十項の規定による勧告を受けて学校法人の役員を解任され、解任の日から二年を経過しない者

(監事の資格)

第四十六条 次に掲げる者は、監事となることができない。

- 一 第三十一条第一項各号に掲げる者
- 二 被解任役員

(評議員の資格及び構成)

第六十二条 第三十一条第一項各号に掲げる者は、評議員となることができない。

- 2 被解任役員は、解任に係る学校法人の評議員となることができない。